

<問題 1> (配点：1)

AからDまでのうち、包括許可取扱要領について、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 特定包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出と規定されている。
- B 特別一般包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せのうち許可証に記載されたものと規定されている。
- C 特別返品等包括輸出・役務取引許可の範囲は、貨物の場合、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出と規定されている。
- D 特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を除く。）及び仕向地の組合せであって、特定子会社を輸入者又は需要者とする輸出と規定されている。

- 1. 0 個
- 2. 1 個
- 3. 2 個
- 4. 3 個
- 5. 4 個

<問題2> (配点：1)

AからDまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、AからDまでの貨物は、全て総価額は100万円を超えるものとします。

- A 本邦のW夫妻は、輸出令別表第1の12の項(9)、貨物等省令第11条第十三号に該当する閉鎖回路式の自給式潜水用具(2セット)を趣味のダイビングのため、モルジブに持ち出して、持ち帰る予定である。この場合、本人の使用に供すると認められるものであれば、持ち出す際の輸出許可は不要である。
- B 本邦の大学教授Mは、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する自作の天体観測用サーバー(1セット)を税関に申告の上、ペルーに別送する予定である。ペルーに持ち出して、天体観測後、持ち帰る予定である。この場合、本人の使用に供すると認められるものであれば、別送する際の輸出許可は不要である。
- C 本邦のZ夫妻は、輸出令別表第1の14の項(5)に該当する閉鎖回路式の自給式潜水用具(2セット)を趣味のダイビングのため、モルジブに持ち出して、持ち帰る予定である。この場合、本人の使用に供すると認められるものであれば、持ち出す際の輸出許可は不要である。
- D 本邦の大学教授Pは、輸出令別表第1の10の項(2)に該当する光検出器(30セット)を税関に申告の上、ペルーに別送する予定である。ペルーに持ち出して、天体観測後、持ち帰る予定である。この場合、本人の使用に供すると認められるものであれば、別送する際の輸出許可は不要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

(参考条文・抜粋)※無償告示第二号5及び6

- 5 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物((7)、(8)、(10)又は(11)のいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。)であって、貨物等省令第8条第九号から第

十二号までのいずれかに該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの

- 6 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第1の12の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第11条第十三号に該当するもののうち、本人の使用に供すると認められるもの

<問題 3> (配点：1)

防衛装備移転三原則（三原則）及び防衛装備移転三原則の運用指針（運用指針）に関する説明につき、AからDまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 軍向けに納入する防弾性能を持つ車両であっても、当該車両と同等の防弾性能を持つ民生利用及び販売実績がある車両が存在することが確認できる場合、当該車両は三原則上の「防衛装備」に該当しない。
- B 軍向けに民生利用及び販売実績がある貨物を納入する際、軍の要望に応じて改造・特別仕様を施した場合でも、三原則上の「防衛装備」に該当しないことがある。
- C 「我が国との間で安全保障面での協力関係がある国への修理等の役務提供」は、運用指針において「防衛装備の海外移転を認め得る案件」の一つとして挙げられている。
- D 三原則における防衛装備は、武器及び武器技術をいう。このうち、「武器」とは、輸出令別表第 1 の 1 の項に掲げるもの全てをいう。

- 1. 0 個
- 2. 1 個
- 3. 2 個
- 4. 3 個
- 5. 4 個

<問題 4> (配点：1)

特別一般包括許可に関し、AからEまでの変更が生じたとき又は変更しようとするときに新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない事由とされているものはどれか。正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 法人の代表者名
- B 住居表示
- C 申請者名
- D 住所
- E 株主構成

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 5> (配点：1)

運用通達の「4－1－2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い」の(5)(ハ)について、(A)、(B)及び(C)にあてはまる正しい用語の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(参考条文・抜粋)

※運用通達の「4－1－2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い」の(5)(ハ)

なお、「同告示」とは「無償告示」のこと。

(ハ) 同告示第一号3に規定する「(A)で開催された防衛装備に係る展示会」とは、あらかじめ(B)が公表するものに限り、「(C)」とは、本邦において開催された博覧会等に出品するため貨物を本邦に向けて輸出した者に対して、博覧会等の終了後その貨物を無償で輸出することをいう。

1. (A) 本邦 (B) 防衛省 (C) 無償輸出
2. (A) 国際的な規模 (B) 経済産業省 (C) 返送
3. (A) 本邦 (B) 経済産業省 (C) 返送
4. (A) 国際的な規模 (B) 防衛省 (C) 返送
5. (A) 国際的な規模 (B) 経済産業省 (C) 無償輸出

<問題6> (配点：1)

経済産業省は、平成14年(2002年)4月のキャッチオール規制導入時より「外国ユーザーリスト」(以下「当該リスト」という。)を公表している。当該リストに関する、AからDまでの記述の中で、下線部分が正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中からを1つ選びなさい。

- A 当該リストは、キャッチオール規制の実効性を向上させるため、改正された場合、当該リストは、全て公表の即日に施行されている。
- B 当該リストは、経済産業省が外務省と連名で公表している。
- C 当該リストは、文書等告示に規定する「経済産業省が作成した文書等」に該当するため、輸出者は入手した場合、通常兵器キャッチオール規制ならびに大量破壊兵器キャッチオール規制における需要者要件に相当するか否かの確認に用いなくてはならない。
- D 当該リストに掲載されていた企業がリストから削除された場合であっても、当該企業向け輸出は、キャッチオール制度の対象外になったわけではないため、引き続き、需要者・用途等の確認をする必要がある。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 7> (配点：1)

以下は「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関する経済産業省告示第178号の規定の一部抜粋である。下線部に関する説明アからオまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までのの中から1つ選びなさい。

(参考条文・一部抜粋)

一 外国法人への出資、製造委託その他の事業活動に伴い、(A)重要管理対象技術を外国（輸出令（昭和24年政令第378号）別表第3に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は重要管理対象技術を外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、別紙様式により、当該取引に係る契約を締結する前に、当該取引に係る(B)報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、(C)次に掲げる取引については、この限りではない。

ア. 上記(A)は、経済産業省の「特定重要貨物等を定める省令」で規定されている技術も一部、含んでいる。

イ. 経済産業省は、申請者に対する参照情報として、上記(A)の技術に係る貨物の関税定率法におけるHSコードを明示している。

ウ. 上記(B)において、経済産業省への報告対象となる技術は、上記(A)に該当する設計、製造、使用に係る技術である。

エ. 経済産業省は、上記(B)の提出先として専用メールアドレスを公表している。

オ. 上記(C)に該当する取引としては、専ら検査、試験又は品質保証を可能とする上記(A)の提供を目的とする取引が挙げられる。

1. 1 個

2. 2 個

3. 3 個

4. 4 個

5. 5 個

<問題 8> (配点：1)

貿易外省令第9条第2項について、AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、提供する技術は、外為令別表の2から15までの項に該当する技術とする。

- A 本邦企業がシンガポールにある日本大使館に、ビザ発行用に暗号技術を提供する場合、貿易外省令第9条第2項の規定により、役務取引許可は不要である。
- B 本邦企業とカナダにある企業との特許紛争において、本邦企業がカナダにある裁判所に技術情報を提示することが必要となった。この場合、カナダの裁判所において公開されることを目的として提供する場合は貿易外省令第9条第2項第九号が適用されるので、役務取引許可は不要である。
- C 本邦企業と米国企業との特許紛争において、本邦企業が米国の裁判所に技術情報を提示することが必要となった。本邦企業が裁判上の和解をするために提示し、公開されない場合でも、貿易外省令第9条第2項第九号により役務取引許可は不要である。
- D 本邦企業が、次世代ドローンの運行用のアルゴリズムを提供する取引で、国際標準の策定のための国際会議への提案において必要となる技術資料は、貿易外省令第9条第2項第十六号により役務取引許可は不要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 9> (配点：1)

以下の(回答)にある(A)から(D)までの空欄に当てはまる正しい用語の組み合わせを後記1から5までの中から1つを選びなさい。

(質問) 役務通達1(3)サに規定する特定類型①(ロ)には、グループ外国法人等の例外規定があります。本邦法人が100%の親会社で、特定類型①(ロ)でいう当該者が本邦法人と雇用契約を締結し、当該契約に基づき指揮命令に服しており、かつ、子会社でC国にあるグループ外国法人等とも雇用契約を締結し、当該契約に基づき指揮命令に服している場合は、本邦法人＝親会社のコントロールがC国にあるグループ外国法人等に及ぶので、特定類型①(ロ)の例外規定も理解できるのですが、C国にあるグループ外国法人等が100%の親会社で、当該者は雇用契約を締結し、当該契約に基づき指揮命令に服しており、かつ、子会社である本邦法人とも雇用契約を締結し、当該契約に基づき指揮命令に服している場合は、本邦法人のコントロールがC国にある親会社には及ばない場合もあるので、特定類型①(ロ)の例外規定は適用できないのではないのでしょうか。

(回答) (A)。一般的に、居住者が本邦法人のほかに「当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等」にも雇用される場合、当該居住者は当該外国法人等の(B)影響を受けるものの、議決権の50%以上でつながれた関連会社の場合は、通常はグループ会社間の(C)を目的とした兼業状態にあるところ、典型的に日本の機微技術が外国に流出してしまう(D)と考えられることからです。

1. (A) 適用できません (B) 強い (C) 技術交流 (D) 蓋然性が高い
2. (A) 適用できます (B) 間接的な (C) 技術交流 (D) 蓋然性が高い
3. (A) 適用できません (B) 直接的な (C) 技術交流 (D) 蓋然性が低い
4. (A) 適用できます (B) 強い (C) 人事 (D) 蓋然性が低い
5. (A) 適用できません (B) 間接的な (C) 人事 (D) 蓋然性が高い

<問題 10> (配点：1)

AからDまでの説明のうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 遵守基準省令は、経済産業省令であるが、外為法等遵守事項は、経済産業省の通達の一部である。
- B 遵守基準省令では、「輸出者等が個人である場合」についての規定はない。
- C 外為法等遵守事項には、努力規定はないが、遵守基準省令には、努力規定がある。
- D 遵守基準省令は、外為法第55条の10第1項の規定に基づいている。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 1 1> (配点：1)

「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」に関する無償告示第一号1について、適用できない仕向地はAからEまでのうち、いくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 北朝鮮
- B イラク
- C イラン
- D シリア
- E イスラエル

1. 1個

2. 2個

3. 3個

4. 4個

5. 5個

<問題 1 2> (配点：1)

特別一般包括役務取引許可について、AからDまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、提供する技術（以下、「当該技術」という。）は同許可の範囲とする。

- A 米国企業に対してであれば、当該技術をイラクにおいて提供する場合でも、特別一般包括役務取引許可が適用できる。
- B 米国企業との契約に基づき、当該技術を米国において提供する場合、当該米国企業がイラクの企業（利用者）へ再提供することが判明している場合、特別一般包括役務取引許可は適用できない。
- C 米国を提供地とし、当該技術を核兵器等の開発等を行っている米国の企業に提供する場合、用途が不明な場合は、当該提供について特別一般包括役務取引許可が失効する。
- D 米国の警察にパトロール用の警察無線に用いられるものとして当該技術を提供する場合、特別一般包括役務取引許可を用いて経済産業大臣に届出することなく提供することができるが、事後に報告が必要となる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 13> (配点：1)

AからDのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXの担当者が、中国にある自転車メーカーYの担当者に外為令別表の7の項に該当する製造技術を口頭で、立ち話で提供する場合は、役務取引許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXの担当者は、外為令別表の2の項又は10の項に該当するレーザー発振器に関する世界中の公開特許情報を収集し、中国にあるメーカーYに送る場合、メーカーYが外国ユーザーリスト掲載企業であっても、役務取引許可は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXの担当者は、昨日来日した中国のメーカーYの担当者から外為令別表の9の項に該当する暗号無線装置に関する製造図面の提供を受けた。メーカーXの担当者は、製造委託できるかどうか検討したが、金銭面で折り合いがつかず、後日、国際郵便で中国のメーカーYに製造図面を返却することになった。この場合、役務取引許可は不要である。
- D 本邦にあるメーカーXは、中国のメーカーYとの技術提携契約に基づき、同社の技術者S氏を自社の研修施設に研修生として受け入れる予定である。S氏が居住者となる6か月を経過してからリスト規制該当技術を提供するのであれば、役務取引許可は不要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 1 4> (配点：1)

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 韓国在住で、韓国法人Pに勤務しているZは、本邦法人Qの取締役も兼任している。本邦法人Qの取締役会に合せて毎月1日に来日し、翌日帰韓している。本邦法人Qと韓国法人Pとの間には、Zに対する指揮命令・善管注意義務の優劣に関する合意はなく、役務通達というグループ外国法人等でもない。本邦法人Qの取締役会において、Zに外為令別表の7の項に該当する技術情報を提供する場合、Zは、特定類型①に該当するので、本邦法人Qは、役務取引許可が必要である。
- B 本邦在住で、本邦法人Mに勤務しているVは、米国法人Wの取締役も兼任している。米国法人Wの取締役会に合せて毎月、3日間渡米している。本邦法人Mと米国法人Wの間では、Vの善管注意義務の優劣に関する合意はないが、役務通達というグループ外国法人等にあたる。本邦法人Mの取締役会において、Vに外為令別表の2の項に該当する技術情報を提供する場合、Vは、特定類型①に該当しないので、本邦法人Mは、役務取引許可が不要である。
- C 本邦にある大学Tは、特定類型①に該当する米国人留学生Uに外為令別表の9の項(1)に該当する暗号技術を提供する場合、事前に経済産業省の安全保障貿易審査課に役務取引許可申請が必要である。
- D 本邦法人Hは、スポーツ用品メーカーで、フランス政府等から年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益を得ている者又は得ることを約している者に当たるので、特定類型②に該当する。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 15> (配点：1)

AからDまでのうち、下線部分が正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令第17条第3項第二号には、輸出令別表第1の2から16までの項に該当する貨物の仲介貿易取引について、経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。
- B 貿易外省令第9条第2項第五号には、外為令別表の1の項に該当する技術の外国間等技術取引について、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。
- C 貿易外省令第9条第2項第十四号イの市販プログラム特例については、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。
- D 外為令第17条第3項第一号には、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物の仲介貿易取引について、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 16> (配点：1)

AからDまでのうち、遵守基準省令に関して、下線部分が正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Wは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物のみの輸出を行っている。この場合、「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- B 本邦にある貿易会社Eは、リスト規制に該当する貨物を輸出している。貿易会社Eでは、代表取締役副社長が「統括責任者」と「該非確認責任者」を兼任しているが、遵守基準省令上問題ない。
- C 本邦にある貿易会社Rは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物のみの輸出を行っている。貿易会社Rの輸出等業務従事者に対して、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」ことは、努力規定である。
- D 本邦にある貿易会社Tは、リスト規制に該当する貨物を輸出しているが、全て輸出令第4条第1項の特例が適用できる。この場合、貿易会社Tは、「該非確認に係る手続を定める」法的義務はない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 17> (配点：1)

AからDまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、輸出令別表第1の2の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の2の項は、NPT（核不拡散条約）の規制なので、同サイトにある規制リストの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、輸出令別表第1の9の項（7）の暗号装置に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の9の項（7）に関連する貨物 α は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、同サイトにある Category 5 – Part 1 Telecommunications の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、提出書類通達の別表2の付表2に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、提出書類通達の別表2の付表2に関連する技術 α は、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Sensitive List にあたるので、Sensitive List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- D 本邦の貿易会社Xは、台湾のメーカーYより、輸出令別表第1の15の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の15の項は、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Very Sensitive List にあたるので、Very Sensitive List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

<問題18> (配点：1)

AからDまでの無許可取引について、外為法第69条の6の罰金刑が科される場合、下線部分が正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の3の2の項(1)に該当する製造技術(価格3,000万円)を無許可取引した場合の罰金刑は、1億5,000万円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項(1)に該当する貨物(価格200万円)を無許可輸出した場合の罰金刑は、2,000万円以下である。
- C 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット(価格10万円)を無許可輸出した場合の罰金刑は、50万円以下である。
- D 輸出令別表第1の9の項(1)に該当し、かつ、告示貨物に該当する貨物(価格150万円)を無許可輸出した場合の罰金刑は、3,000万円以下である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

(参照条文・抜粋)

※輸出令第14条

第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

※外為令第27条第2項

第27条

2 法第69条の6第2項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の1から4までの項の中欄に掲げる技術(輸出令別表第1の1の項(5)、(6)及び(10)から(12)までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。)とする。

<問題 19> (配点：1)

米国輸出管理規則 (EAR) の直接製品規制 (Foreign-Direct Product (FDP) Rules) に関する記述について、正しいものの組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 日本産製品への直接製品の組込みについては、デミニミスルールは適用されない。
- B 許可申請をしていないにもかかわらず、米商務省 BIS から自社製品が直接製品に該当し、再輸出許可が必要になることを通知（インフォーム）されることがある。
- C 日本産製品は直接製品に該当する IC を組み込んだ場合であっても直接製品に該当することはない。
- D 半導体製造装置から製造された半導体が直接製品に該当することはない。
- E 技術自体が直接製品に該当することはない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 20> (配点：1)

米国輸出管理規則(EAR)の規制に関する記述について、正しいものの組み合わせを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 軍事エンドユース・軍事エンドユーザー規制 (§ 744.21) の適用対象品目は全ての EAR 対象品目である。
- B 軍事諜報エンドユース・軍事諜報エンドユーザー規制 (§ 744.22) の適用対象品目は全ての EAR 対象品目である。
- C Entity List には、企業・団体名や個人名を明示せずに特定の住所だけが掲載される場合がある。
- D スーパーコンピューター関連エンドユース規制 (EAR § 744.23(a)(1)) の要件に該当する場合でも、許可例外を適用出来る場合がある。
- E 先端ノード IC エンドユース規制 (EAR § 744.23(a)(2)) の適用対象品目には、EAR99 の品目は含まれない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 2 1> (配点：2)

米国輸出管理規則 (EAR) の規制に関する記述として、正しいものを全て選びなさい。

1. 米国原産の ECCN に分類される技術に基づいて直接的に製造された ECCN に分類される直接製品を日本からロシア向けに再輸出する場合、米商務省 BIS の許可が必要である。
2. 米国原産品目を組み込んで組込比率が 25%を超える日本製の品目であっても、仕向地によっては米商務省 BIS の許可を得ることなく、日本から再輸出することができる場合がある。
3. EAR でテロ支援国 (E:1 国群) に指定されているイラン向けに日本から再輸出しようとしている米国原産品目が反テロリズム (AT) 理由で規制されているため、米商務省 BIS の許可が必要となることが判明した。この場合、この米国原産品目の代わりに、同等の機能を持っているが、EAR 規制対象品目ではない日本製品を輸出することは、EAR の規制を回避することを目的とした EAR の禁止事項に当たる。
4. 国家安全保障 (NS) 理由で規制されている EAR 規制対象品目を NS 理由で規制される仕向地に日本から再輸出する予定である。当該品目の再輸出には許可例外 GBS が適用できることが判明した。その為、米商務省 BIS に許可を申請することなく再輸出することができるが、許可例外 GBS を適用する場合には、予め SNAP-R 申請システムで登録しておく必要がある。
5. EAR99 に分類される EAR 規制対象品目を再輸出する場合、エンドユーザ規制及びエンドユーザー規制に該当しなければ、米商務省 BIS の許可は不要である。

<問題 2 2> (配点：2)

本邦にある企業が、外国企業と取引を行うにあたり、後記 1 から 5 までの事実に基づき、輸出許可申請又は役務取引許可申請が必要なものを全て選びなさい。

1. 本邦にある貿易会社は、レバノンにある電機メーカーから、民生用のテレビ製造を目的として、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する電子部品 5, 0 0 0 個の注文を受けた。受注後に電機メーカーのホームページを確認したところ、レバノン軍に軍用のドローンを納入していることが判明した。
2. 本邦にある工作機械メーカーの甲課長は、中国にあるメーカー K から、輸出令別表 1 の 1 6 の項と外為令別表の 1 6 の項に該当する工作機械 1 5 0 台の引き合いを受けた。その翌日、甲課長は業界の勉強会に出席したところ、ライバルメーカーの乙部長から、「中国にあるメーカー K は、軍事四証取得企業で、最新の I C B M の開発を行っているらしい。」と忠告された。
3. 本邦にあるメーカー Q は、台湾にあるメーカー W から、輸出令別表第 1 の 1 6 の項と外為令別表の 1 6 の項に該当している工作機械 3 0 台の引き合いを受けた。メーカー W からは、家電製造用と説明を受けているが、家電を製造するには、メーカー Q の工作機械は、少し性能が良いと判断された。
4. 本邦にある貿易会社 M は、パキスタンにあるメーカー N から、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する遠心分離機 2 0 0 セットの注文を受けた。メーカー N からは、当該遠心分離機は、スキンケア用の重水製造に用いると連絡を受けている。
5. 本邦のメーカー U は、外国ユーザーリストに掲載されている香港の企業 T (懸念区分：ミサイル) から、輸出令別表第 1 の 1 6 の項と外為令別表の 1 6 の項に該当する自社のプリプレグ製造装置 (懸念用途：ミサイル) に関する質問を受けたので、来週末にネット電話で回答する予定である。

<問題 2 3> (配点：2)

A国のY社は貨物 α をB国のZ社に輸出した。居住者Xは、Y社とZ社の売買契約に係る取次を行い、輸送の手配も行った。この場合、Xの仲介貿易取引許可の要否に関する次の記述のうち、正しいものを全て選びなさい。

1. 貨物 α が輸出令別表第1の1の項に該当する貨物の場合、仲介貿易取引許可が必要である。
2. 貨物 α が輸出令別表第1の16の項に該当する貨物で、B国がグループA国（輸出令別表第3に掲げる国）ではなく、貨物 α のZ社での用途が核兵器の開発に用いられるものであることをXが知っている場合、仲介貿易取引許可が必要である。
3. 貨物 α が輸出令別表第1の16の項に該当する貨物で、B国が国連武器禁輸国（輸出令別表第3の2に掲げる国）であれば、貨物 α のZ社での用途が武器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）の製造に用いられることをXが知っている場合、Xは仲介貿易取引許可が必要である。
4. 貨物 α が輸出令別表第1の2の項に該当する貨物の場合、B国がイラク（輸出令別表第4に掲げる国）で、Xが取次に当たって、手数料を受け取った場合でも、仲介貿易取引許可は不要である。
5. 貨物 α が輸出令別表第1の16の項に該当する貨物の場合、B国がロシアで、貨物 α のZ社での用途が武器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）の製造に用いられることをXが知っている場合でも、仲介貿易取引許可は不要である。

<問題 2 4> (配点：2)

輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号ニにおいて、信頼性を高める手続の具体的な内容について、正しい説明を全て選びなさい。

1. 新規取引時のみ公開情報の確認
2. 輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認
3. 直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング
4. 軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと
5. 需要者への直接的なアプローチの方法は、電話やメール、オンラインでの訪問以外の方法は、認められていない。

<問題 2 5> (配点：2)

居住性について、後記 1 から 5 までの中から、正しいものを全て選びなさい。

1. 本邦法人の英国にある支店は、「非居住者」として扱う。
2. 米国法人の本邦にある出張所は、「非居住者」として扱う。
3. 英国に所在する本邦法人の現地法人に勤務する目的で出国した者は、勤務期間が1年半の予定であっても「非居住者」として扱う。
4. 英国の大学に2年間の語学留学の目的で出国して、英国に滞在する者は「非居住者」として扱う。
5. 本邦の在外公館は、「非居住者」として扱う。